

令和 4 年度第 1 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 4 年 4 月 1 2 日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線 3 5 4 8〕

産業部観光課〔内線 3 5 3 2〕

① 件 名
地域未来投資促進法に基づく基本計画の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより、地域経済をけん引する事業（地域経済牽引事業）を促進することを目的としており、国の「基本方針」に基づき、市町村及び都道府県が「基本計画」を作成し、国から同意を得た基本計画に基づいて事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を都道府県知事が承認することで税制優遇等の支援を受けられることとなっている。</p> <p>現在、国から同意を得ている 5 つの「基本計画」の全てが令和 4 年 3 月 3 1 日で計画期間満了となることから、今後も事業者が税制優遇等の支援を受けることができるよう、「基本計画」の延長の協議を行ってきた。</p> <p>【目的】 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かし、高い付加価値を創出するとともに、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大、その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の促進を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域未来投資促進法（平成 1 9 年法律第 4 0 号） 租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 5 節 企業誘致の推進と新たな産業の創出 3 地域資源を活かした産業を強化する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 9 年 1 2 月 宮城県ものづくり基本計画及び宮城県農林水産・食品関連産業基本計画の国同意</p> <p>平成 3 0 年 3 月 宮城県観光産業基本計画及び宮城県情報通信関連産業基本計画の国同意</p> <p>1 2 月 宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画の国同意</p> <p>令和 4 年 2 月 上記 5 基本計画の延長について国と協議</p> <p>3 月 上記 5 基本計画の延長について国の同意</p>
⑤ 主な内容
<p>各基本計画の延長について国の同意を得たことにより、引き続き「促進区域」において「地域経済牽引事業計画」の宮城県知事承認を受けた事業を行う場合、税制の優遇措置等を受けることができる。</p> <p>1 対象計画 宮城県ものづくり基本計画、宮城県農林水産・食品関連産業基本計画、宮城県観光産業基本計画、宮城県情報通信関連産業基本計画、宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画</p>

2 計画期間

各計画の当初国同意の日から令和5年3月31日まで

3 促進区域

現在、国の認定を受けている復興推進計画（ものづくり特区、愛ランド特区、IT特区、農業特区）の復興産業集積区域等

4 活用できる主な優遇制度

(1) 地域未来投資促進税制

地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）

(2) 固定資産税・不動産取得税の減免

各都道府県・市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の減免（本市で実施する事業の場合、不動産取得税（県税）は課税免除等の特例はなく、固定資産税（市税）のみ3年間の課税免除となる）

(3) 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付け・設備資金：基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%を引下げ など

※各基本計画の概要は別紙資料のとおり。

※復興特区制度による税制優遇の方が有利であるため、市内事業者による「地域経済牽引事業計画」の作成及び宮城県知事の承認を受けた事例は1件となっている。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域特性や地域資源を生かした事業の推進により、設備投資や付加価値の増加、雇用の創出といった地域経済を牽引する事業の促進が図られ、本市産業の活性化に寄与する。

【市財政への負担】

地域経済牽引事業として宮城県知事の承認を受けた上で、主務大臣の確認を受けた事業の対象施設（新たに取得した建物・構築物、土地）について、地方税（固定資産税）を課税免除した場合、減収額の3/4が地方交付税により補てんされる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

涌谷町以外の県内市町村は宮城県との共同作成となっている。

涌谷町では独自に「宮城県涌谷町農林水産・食品関連産業基本計画」を作成し、同意を得ている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑨ その他

後継計画については、国から5つの「基本計画」を統合することを求められているため、宮城県及び県内各市町村と連携しながら後継計画の作成を進めていく。